

平成30年8月28日
文 部 科 学 省
高等教育局大学振興課

大学入学共通テストの枠組みで実施する民間の英語資格・検定試験について

現在、文部科学省では、昨年7月に策定・公表した「大学入学共通テスト実施方針」（以下「実施方針」という。）に基づき、大学入試センター（以下「センター」という。）とも連携しながら、2020（平成32）年度からの大学入学共通テストの導入に向けた取組を進めています。

英語の4技能評価に関しては、例えば、平成29年11月の国立大学協会会長談話で、英語の認定試験の認定の基準及びその方法、学習指導要領との整合性、受験機会の公平性担保等について、さらなる詳細が示されるべき課題として指摘をいただいたほか、全国都道府県教育長協議会や高等学校など各方面から様々な意見を頂戴しているところです。

そのため、英語の4技能評価に関する様々な指摘や意見に対応する形で、現在の進捗状況等について以下のとおりお知らせします。

1. 参加要件及び参加要件を満たしていることの確認方法

2020年度から実施される大学入学共通テストの枠組みにおいて活用される英語の民間資格・検定試験（以下「英語民間試験」という。）については、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用することとしており、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしていることをセンターが確認したものを活用することとしています。

これを具体化するための仕組みとして、センターにおいて「大学入試英語成績提供システム」（以下「成績提供システム」という。）を設けることとし、「大学入試英語成績提供システム運営要項」（平成29年11月1日理事長裁定）及び「大学入試英語成績提供システム参加要件」（同。以下「参加要件」という。）を定め、これらに基づき、参加申込を受け付けました。《参考資料1》

参加要件を満たしていることの確認方法としては、高等学校及び大学関係者をはじめ、関係分野の有識者等により組織される「大学入試英語成績提供システム運営委員会」をセンターに設置し、申込に当たり提出された書類についての検討及び実施主体からのヒアリング等を行いました。

参加要件に定める事項のうち、高等学校学習指導要領との整合性及びC E F R（外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠）との対応関係（段

階別表示)等については、文部科学省において確認を行いました。

その結果、参加申込のあった7実施主体・24の資格・検定試験のうち7実施主体・23の資格・検定試験について参加要件を満たしていることが確認されました(一部条件付きを含む)。

現在、センターでは、成績提供システムの検討・準備状況を、高等学校及び大学に対し通知できるよう準備を進めています(可能な限り速やかに発出予定)。併せて、成績提供システムに参加する英語民間試験の実施主体においては、それぞれの目的・特長、大学に提供される成績情報等を比較可能な形式で一覧としてとりまとめた上で、英語4技能試験情報サイト(平成26年12月に文部科学省において発足した「英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会」に参加する試験実施主体が集まり、作成したポータルサイト)に掲載する予定です(9月中を目途)。

2. 高等学校学習指導要領との整合性

英語民間試験と高等学校学習指導要領(以下「指導要領」という。)との整合性に関し、指導要領において養うことを目標としている能力及び各英語民間試験において評価する能力に整合性があるか、指導要領に基づく指導において取り上げられる言語使用の目的や場面と英語民間試験が狙いとする言語使用の目的や場面に整合性があるか等について、文部科学省において英語教育の専門家等(英語教育の専門家、高等学校英語教育の教育課程の基準の専門家、文部科学省職員)による確認を行いました。

具体的には、英語民間試験実施主体において、①試験の目的・出題方針、②4技能ごとの測定しようとする能力、③試験の各問題と指導要領の関連等について記載した資料と実際の試験問題を文部科学省に提出し、有識者及び文部科学省において、実際の試験問題も確認した上で整合性があることを確認しました。
《参考資料2》

3. 受験機会の公平性担保、受験生の経済的負担軽減等の具体的方法

成績提供システムの参加要件では、

- ・日本国内において広く高校生に受検され又は大学入学者選抜に活用された実績があること、
 - ・試験は原則として、毎年度全都道府県で実施すること、
 - ・経済的に困難な受検生への検定料の配慮など、適切な検定料であることを公表していること、
 - ・障害等のある受検生への合理的配慮をしていることを公表していること、
- 等が定められており、これらの要件をセンターにおいて確認しています。

その上で、現在、文部科学省において、各高等学校に対して「『大学入試英語成績提供システム』参加試験ニーズ調査」を依頼しているところであり、同調査の結果を踏まえて、受検生が必要な受検機会を得られるよう、英語民間試験を実施する事業者等に対して、受検需要に応じた実施会場の確保や検定料値下げ等の配慮を求めていくこととしています。《参考資料3》

大学入試全体の受験料負担の軽減策としては、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、低所得者層に対する給付型奨学金の中で大学等の受験料を対象経費として計上することとなっています。今後、文部科学省において、制度の実施に向けてさらに詳細な検討を重ね、2020年4月からの制度実施に向けて、準備を進めていくこととしています。《参考資料4》

また、障害等のある受検生が受検する場合の合理的配慮については、英語4技能試験情報サイトにおいて、具体的な配慮内容や相談窓口、特定の技能を免除した場合の取扱い等について掲載できるよう準備中です。

さらに、昨年7月に公表した実施方針で明らかにされていなかった事項について、「『大学入学共通テスト』検討・準備グループ」等で検討した上で、8月10日付で「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」を各大学等へ通知したところです。この中で、高校2年時に一定の成績を収めた者であって経済的に困難な事情を有する者または離島・へき地に居住あるいは通学している者の負担軽減や、病気等のやむを得ない事情により受検できなかった者、障害のある受検者の扱いについて示したところです。《参考資料5》

なお、詳細な運用方法については、可能な限り早期にガイドラインを検討・作成し周知することとしています。

4. 資格・検定試験の成績とCEFRとの対照表の確認

文部科学省が平成30年3月に公表した「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」（以下「対照表」という。）の作成に当たっては、「英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験の活用促進に関する連絡協議会」の「英語の資格・検定試験とCEFRとの対応関係に関する作業部会」（外国語教育及び言語学を専門とする大学教授や英語民間試験を実施する民間事業者等により構成）において、CEFRの作成主体である欧州評議会の定めるマニュアルに基づき、それぞれの英語民間試験とCEFRとの対応関係と、その根拠となる検証方法や研究成果、それらが公表されていること、その対応関係を検証していく体制が整っていること等の確認等を行ったものです。《参考資料6》

このように、文部科学省では、活用の参考となるよう対照表の作成に係る確認を適切に行った上で公表しておりますが、その上で、成績の活用方法は各大学に

において入学者受入れの方針に基づき決定すべきものであり、各英語民間試験の内容・実施方法の違い等を考慮し、大学の判断で対照表に基づかない独自の活用を行うことも従前通り可能です。

5. 実施及び採点の信頼性等

成績提供システムの参加要件として、

- ・試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策を公表していること、
- ・会場ごとの実施責任者及び各室ごとの試験監督責任者が、受検生の所属高等学校等の教職員でないこと、
- ・受検生の所属高等学校等の教職員が採点に関わらないこと、
- ・採点の質を確保するための方策を公表していること、

等が定められており、これらの要件をセンターにおいて確認しています。

また、現在、参加要件を満たしていると確認を受けた英語民間試験について、各実施主体は、2020年度からの試験の開始に向けて、当該試験結果が大学入学者選抜に活用されることを踏まえつつ、試験の運営方法その他全般にわたり、所要の準備を進めているところです。そうした中で、文部科学省及びセンターは、そこで生じた様々な課題・懸念事項等について共有し、必要に応じ改善等を求めることとしています。

6. 資格・検定試験の活用に応じた責任主体

英語民間試験は、5. で述べた要件の外、国内で一定以上の実績があるものとして確認されたものでありますが、万が一ミスやトラブルが発生した場合には、一般的に、それぞれが実施している範囲について責任を負うことが原則となります（例えば、民間事業者等の採点ミスについて、センターや大学が責任を負うことは基本的には想定されません）。

文部科学省及びセンターとしては、ミスやトラブルが発生しないよう、民間実施主体と協議しつつ、万が一発生した場合には受検生保護を第一に具体的かつ速やかな対応を講じます。

7. 資格・検定試験を安定的に実施するための取組

センターでは、英語民間試験の実施状況について報告を求めることとしており、仮に参加要件が満たされなくなった場合の対応については、センターが定める参加要件において、「本参加要件及び別に定める協定書等で約する内容が満たされなくなった場合には、改善案を速やかに理事長に提出するとともに、これに

係る状況を公表すること。理事長は、改善状況の確認を行い、改善されない場合は必要に応じ当該試験についてシステムへの参加を取り消すものとする。」とされているところです。

これを具体化するための仕組みとして、センターに「大学入試英語成績提供システム運営委員会」を設置しており、文部科学省との緊密な連携の下に、必要な措置を講じることとしています。

8. 今後の継続的な情報発信

今後も改革の進捗状況に応じ、高等学校及び大学等をはじめ広く継続的な情報発信に努めていきたいと思えます。

大学入試英語成績提供システム 参加要件

平成 29 年 11 月 1 日
大学入試センター理事長裁定

第 1 趣旨

大学入試英語成績提供システム（以下「成績提供システム」という。）への参加に必要な要件については、「大学入試英語成績提供システム」運営要項（平成 29 年理事長裁定）に定めるもののほか、この要件に定めるところによる。

第 2 総則

この要件は、理事長が成績提供システムへの参加を認めるに当たって必要となる要件を示すものである。

要件の具体的内容については、次のとおりとする。

第 3 資格・検定試験実施主体に関する要件

- 1 資格・検定試験実施主体（以下「実施主体」という。）が法人（外国におけるこれに相当する者を含む。）であること。
- 2 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。
- 3 継続性のある組織・経営体制であり、次の（１）及び（２）を満たしていること。
 - （１） 債務超過でないこと。
 - （２） 事業運営に必要な資力を有していること。
- 4 次の（１）又は（２）を満たし、個人情報に関するセキュリティ管理体制が整備されていること。
 - （１） 法人として、又は受検生の個人情報を扱う全ての事業単位において、プライバシーマークを取得し、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）の認証を受けていること。

いずれも行っていない個別の試験会場における個人情報については、実施主体が保護すること。
 - （２） 外国の実施主体については、当該国の個人情報保護に関する制度に鑑みて４の（１）に準ずる個人情報の管理体制であること。

第 4 資格・検定試験に関する要件

- 1 日本国内において、原則として、申請日の時点において2年以上、英語に係る資格・検定試験が広く実施されている実績があること。

ただし、既に英語に係る資格・検定試験の実績がある実施主体において同一試験と認められる範囲での試験内容の変更を行う場合や、同実施主体において新たな試験を開発する場合には、独立行政法人大学入試センター大学入試英語成績提供システム運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審議により、基礎となる資格・検定試験で得られた知見の活かされ方を勘案し、実績が2年に満たない場合であっても参加を可能とする場合がある。
- 2 日本国内において広く高校生の受検実績や大学入学者選抜に活用された実績があること。

ただし、既に英語に係る試験の実績がある実施主体において同一試験と認められる範囲内での試験内容の変更を行う場合や、同実施主体において新たな試験を開発する場合には、運営委員会の審議により、基礎となる試験で得られた知見の活かされ方を勘案し、受検・活用実績にかかわらず参加を可能とする場合がある。
- 3 1回の試験で英語4技能の全てを極端な偏りなく評価するものであること。

また、技能別の成績をセンターに提供することが可能であること。

ただし、4技能を極端な偏りなく評価している試験であって、テスト設計上、4技能別の成績を示すことができない場合には、4技能別の成績表示に最も近い方法で成績を提供することが可能であること。
- 4 高等学校学習指導要領との整合性が図られていること。
- 5 CEFR（Common European Framework of Reference for Languages）（ヨーロッパ言語共通参照枠）との対応関係並びにその根拠となる検証方法及び研究成果等が公表されており、実施主体においてその対応関係を検証していく体制が整っていること。
- 6 毎年度4月から12月までの間に複数回の試験を実施すること。

当該複数回の試験は、原則として、毎年度全都道府県で実施すること。

ただし、当分の間、受検希望者が著しく少ない地域では、近隣の複数県を併せた地域で合同実施することができる。この場合であっても、全国各地の計10か所以上で複数回の試験を実施していることを要するものとする。

その試験に申し込んだ受検希望者の受検機会の確保に努めること。
- 7 経済的に困難な受検生への検定料の配慮など、適切な検定料であることを公表していること。
- 8 障害等のある受検生への合理的配慮をしていることを公表していること。

9 試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための方策を公表していること。
その際、次の（１）及び（２）の要件を満たしていること。

（１） 会場ごとの実施責任者及び各室ごとの試験監督責任者が、受検生の所属高等学校等の教職員でないこと。

それ以外の試験の実施に協力する者としては、同教職員の参画を認めるが、この場合には研修の受講や誓約書の提出を課すこと。

（２） 受検生の所属高等学校等の教職員が採点に関わらないこと。

10 採点の質を確保するための方策を公表していること。

11 不正、情報流出等の防止策及び不測の事態発生時の対処方策を公表していること。

12 データの管理・提供について、次の（１）～（７）の内容が可能であること。

（１） センターが発行する ID を用いて、受検生を特定できるデータをセンターに提供すること。

（２） センターへの成績送付の対象は、依頼を受けた年の 12 月末までにセンターにデータを提供できる実施回とし、成績提供が可能な時期についてあらかじめ公表すること。

（３） 受検生よりセンターへ送付することを依頼された試験の成績については、受検生への結果通知後、速やかにセンターにデータを提供すること。

（４） 成績については、スコア（バンド表示も含む。）並びに CEFR の段階別成績表示及び合否(判定している場合)のデータをセンターに提供すること。

（５） 成績については、オンラインでデータをセンターに提供すること。

（６） 受検生よりセンターに成績を送付することを依頼された試験が不成立だった場合は、そのことが識別できるデータをセンターに提供すること。

（７） 受検生よりセンターへ送付することを依頼された試験の成績に係るデータを扱うため、IP アドレス固定のパソコンを用意すること。

第 5 情報公開、第三者評価等の要件

- 1 試験の内容、実施体制及びテストの信頼性・妥当性等について、第三者機関による評価又は第三者が参画する厳格な自己評価が行われていること。
- 2 本参加要件の第3から第5の1に記された要件に係る情報を可能な限り公表していること。

第6 その他

- 1 成績提供システムへの参加に当たっては、別に定める協定書等を遵守すること。
- 2 本参加要件及び別に定める協定書等で約する内容が満たされなくなった場合には、改善案を速やかに理事長に提出するとともに、これに係る状況を公表すること。

理事長は、改善状況の確認を行い、改善されない場合は必要に応じ当該試験についてシステムへの参加を取り消すものとする。

改善状況の確認等必要な手続きについては、別に定める。

附則

この裁定は、平成29年11月1日から施行する。

民間の資格・検定試験の活用にあたっては、学習指導要領に基づき実施される高等学校の英語教育の成果として、英語の能力がどの程度身についているのか、適切に評価される仕組みとなることが必要であり、高等学校学習指導要領と整合性が図られていなければならない。

その上で、一般的に高等学校の英語教育で指導される内容はCEFRにおけるA1～B1レベルであるが、各高等学校が設定する英語教育の目標・教育課程や生徒が目指す進路などに応じて生徒の英語能力の実態は様々であり、入学者選抜において求める英語能力も大学ごとに様々であることから、生徒の英語能力をより幅広く測定できるようにするとともに、より多くの大学の入学者選抜に資するよう、活用できる資格・検定試験の選択肢を多くしておくことが重要である。

1. 確認のポイント

資格・検定試験が学習指導要領と整合性があるかどうかについては、

- (1) 学習指導要領が育成を目指す能力と、各資格・検定試験において評価する能力に整合性があるか、
- (2) 学習指導要領に基づく指導において取り上げられる言語使用の目的や場面と、各資格・検定試験が狙いとする言語使用の目的や場面に整合性があるか、

などを中心に確認。

2. 確認のプロセス

(1) 各資格・検定試験実施団体による確認

各資格・検定試験実施団体において、

- ① 試験の目的・出題方針、
- ② 4技能ごとの測定しようとする能力、
- ③ 試験の各問題と学習指導要領の関連等

について記載した資料と実際の試験問題を文科省に提出。

(2) 有識者及び文部科学省職員による確認

(1)を踏まえ、

- ① 英語教育の専門家
- ② 高等学校英語教育の教育課程の基準の専門家
- ③ 英語教育を所管する文部科学省職員

が、実際の試験問題も確認した上で、整合性があることを確認。

育成・評価する能力と言語使用の目的や場面

【育成・評価する能力】

高等学校学習指導要領では、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能を総合的に育成することとしており、4技能を総合的に評価しようとする資格・検定試験と、育成・評価する能力の方向性は一致している。

【言語使用の目的や場面】

高等学校学習指導要領では、各学校が編成する教育課程の目的や目標に応じ、家庭での生活や学校での学習や活動、地域での活動、職場での活動など、多様な言語の使用場面を取り上げて指導することとしている。

各資格・検定試験が掲げる目的は、以下のようにそれぞれ多様であるが、いずれも学習指導要領が想定している言語の使用場面の範囲から外れるものではない。

ケンブリッジ英語検定	学習者が実生活のさまざまな状況において、コミュニケーションのために英語をどのように使うことができるかを評価する	TEAP TEAP CBT	EFL（外国語としての英語）環境の大学における授業等で行う言語活動において英語を理解したり、考えを伝えたりすることが出来るかを評価する
実用英語検定	英語圏における社会生活（日常・アカデミック・ビジネス）に必要な英語を理解し、使うことができるかを評価する	TOEFL iBT	高等教育機関において英語を用いて学業を修めるのに必要な英語力を有しているかを測ることを目的とする
GTEC	高校生が実際の使用場面（ジェネラル・アカデミック）において必要とされる英語によるコミュニケーション力を、知識・技能を基礎とした上で、思考・判断・表現の力まで評価する	TOEIC L&R TOEIC S&W	和文英訳・英文和訳などの技術ではなく、身近な内容からビジネスまで幅広くどれだけ英語でコミュニケーションできるかを評価する
IELTS	英語を用いたコミュニケーションが必要な場所において、就学・就業するために必要な英語力があるかを評価する		

◆高等学校卒業時の英語能力について【語彙数や文法事項の範囲等と難易度】

高等学校卒業時には、36.4%の生徒がA2以上（平成28年度）であり、政府としてはこれを50%まで引き上げることを目標としている。

【語彙数】

学習指導要領では、履修する科目に応じ2300～3000語程度（新学習指導要領では4000～5000語程度）を扱うとされているが、これはあくまで下限であり、大学受験のためには4000語～5000語を履修させていることも多い。

【文法事項の範囲】

学習指導要領では、中学校・高等学校それぞれの段階で文法事項に関する学習を積み上げ、高等学校修了時までに現代の標準的な英語を活用するために必要な文法事項は学習できるように規定されており、申し込みのあった資格・検定試験においては現代の標準的な英語を文法事項の基本として取り扱っている。

※ なお、高等学校学習指導要領は、高等学校において学習する最低限の内容を定めているものであり、各高等学校が設定する英語教育の目標や教育課程は多様であることから、資格・検定試験の難易度が高いことをもって、ただちに学習指導要領との整合性がないとは言えない。

「大学入試英語成績提供システム」参加試験 ニーズ調査について（概要）

参考資料3

①趣旨	「大学入試英語成績提供システム」参加試験の実施主体に対し、生徒の負担軽減のため、さらに多くの地域における実施や検定料の配慮を求めるため、受検ニーズを把握する
②調査内容	2020年度に大学入学者選抜の受検を希望する高校1年生（平成30年4月現在）が、2020年度に高校3年生となった時、どの試験をいつ、どこで受検することが予測されるか
③回答者	全ての高等学校に、受検の動向を予測した上での回答を依頼
④提出先	公立学校：所管の教育委員会、私立学校：所管の都道府県私立学校担当部課、国公立大学の附属学校：大学の附属学校担当部署
⑤提出期限	各提出先から文部科学省への提出期限は平成30年9月14日（金）まで

調査票イメージ

入力欄 コード	資格・検定試験名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～ 12月初旬
	実用英語技能検定（英検）	黄色の入力欄（1～5）もしくは水色の入力欄（23）のいずれか一色の欄にのみ入力							
1	1級								
2	準1級								
3	2級						100		
4	準2級								
5	3級								
23	上記のいずれかの級								
6	IELTS								
7	TEAP								

各学校が、受検希望参加試験の受検希望月に該当する生徒の人数を入力。
※丸の場合は、英検2級を9月に受検したい生徒が100人いるということをする。

※「大学入試成績提供システム」に活用しない高1～高3の受検ニーズの調査（任意）も併せて実施

「新しい経済政策パッケージ」(H29.12.8閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(H30.6.15閣議決定)において導入することとされている高等教育の負担軽減方策のポイント

参考資料4

1. 基本的考え方と施策の内容

【現状認識】

- ✓ 経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い。
- ✓ 最終学歴によって平均賃金に歴然とした差がある。
- ✓ 我が国の教育費は、国際的に見ても家計負担の割合が高い。
- ✓ 理想の子供数を持たない理由の1位は「子育て・教育にお金がかかりすぎる事」(特に高等教育段階の費用が大きな負担と認識されている)

【施策の方向性】

貧困の連鎖を断ち切り
格差の固定化を防ぐ
少子化対策に資する



しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、
貧しい家庭に育っても、大学や専門学校等へ進学できるチャンスを確保

【具体的内容】

- ・ 低所得世帯の真に必要な子供たちに限って、高等教育の無償化を実現
- ・ 授業料減免及び給付型奨学金の支援対象者・支援額を大幅拡充

【対象となる学校種】 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

【対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【実施時期】 2020年4月

2. 授業料減免

■対象となる学校種: 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校

■対象となる学生 : 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

(支援対象の学生は、授業料及び入学金の減免に加えて、給付型奨学金も支給対象となる)

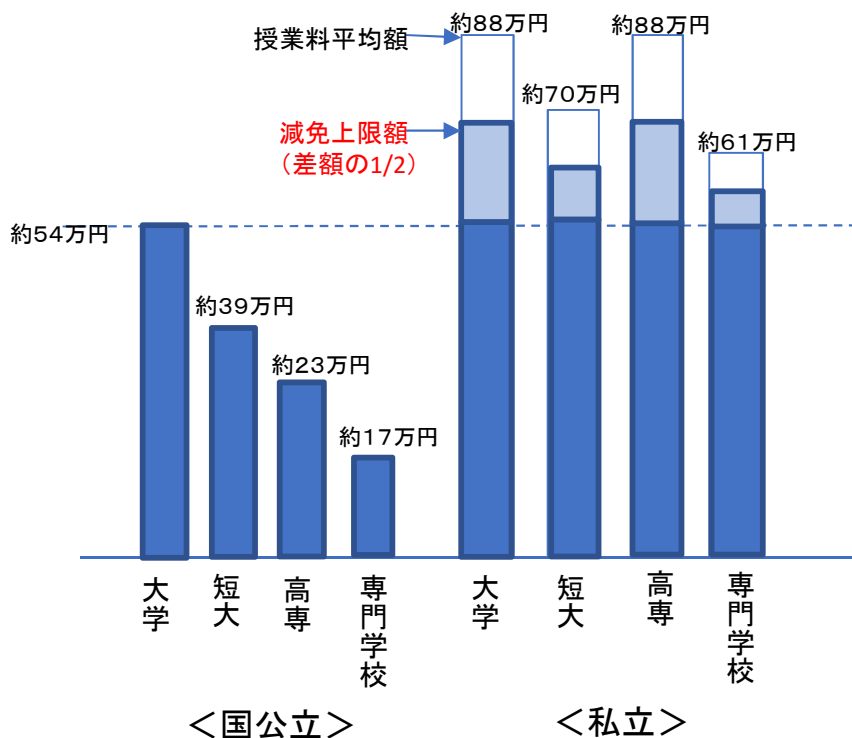
■授業料免除額の考え方

- ・国立: 授業料(省令に規定されている各学校種の授業料標準額まで)を免除
- ・公立: 国立の授業料(上記)を上限として対応
- ・私立: 国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応

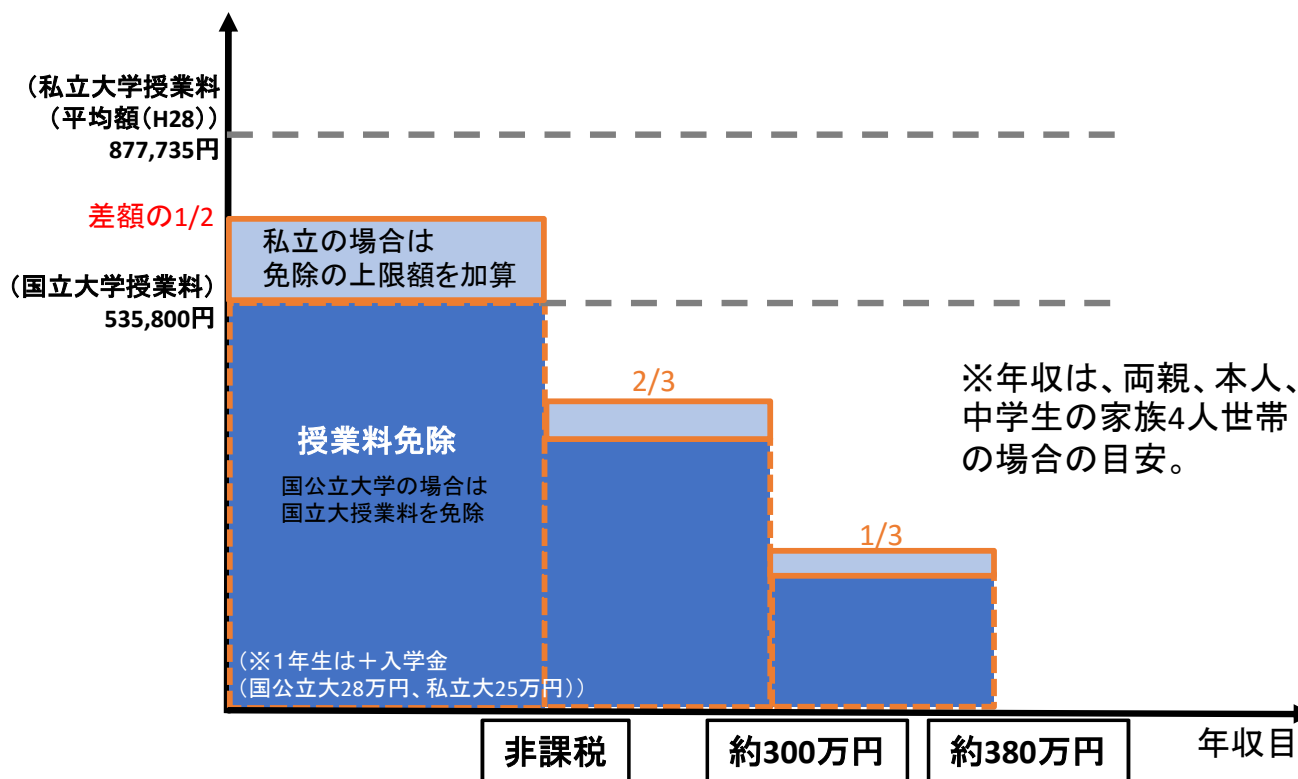
■入学金免除額の考え方

- ・国立: 入学金(省令に規定されている各学校種の入学料標準額まで)を免除
- ・公立: 国立の入学金(上記)を上限として対応
- ・私立: 私立の入学金の平均額を上限として対応

授業料免除(上限)額の考え方 (各学校種)



(大学の場合)

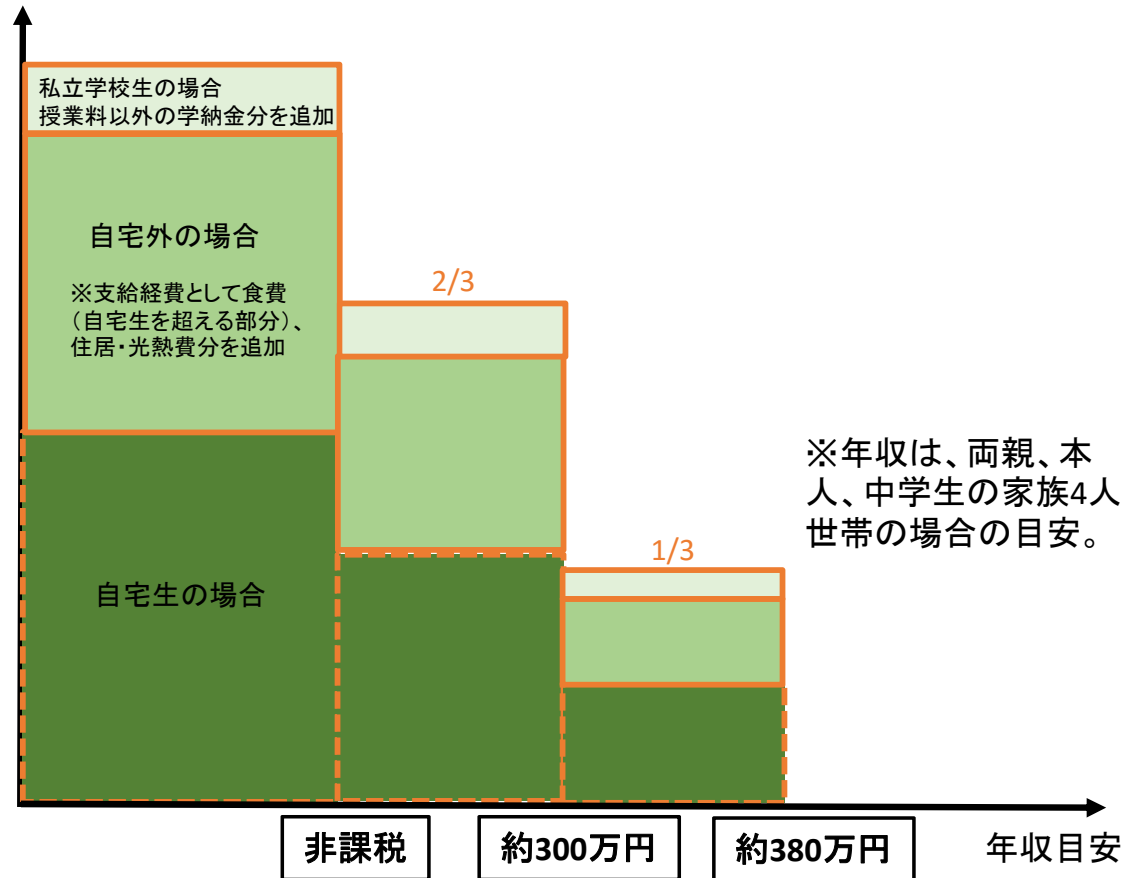


※国立の授業料は省令による。その他は文部科学省調べによる平均額。
特に私立の授業料平均額については、今後の調査により時点更新の可能性あり。

3. 給付型奨学金

- ・高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態に他の学校種と乖離がある(大学生の5～7割程度)ため、その実態に応じた額を措置する。

経費区分	自宅	自宅外
授業料以外の学校納付金	○ (私立学校生に限る)	
修学費 (教科書、参考図書等のために支出した経費)	○	○
課外活動費	○	○
通学費	○	○
食費	×	△ (自宅分を超える額)
住居・光熱費	—	○
保健衛生費	○	○
娯楽・嗜好費	×	×
その他の日常費	○	○
受験料	○	○



※具体の支給額など、詳細な制度設計を進めているところ。

4. 支援対象者の要件

○ 高校の成績のみならず、進学の意欲や目的等を確認・評価することが必要。高校等がレポートの提出や面談等により本人の状況を確認。

○ 大学等への進学後は、その学習状況等について一定の要件を課し、それに満たない場合には支給しない。

具体的には、

★ 毎年度の確認※において、次のいずれかに該当し、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合

- i 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合
- ii GPA(平均成績)等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位4分の1に属する場合
(ただし、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討)

iii 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場合

※ 2年制以下の高等教育機関の場合、学期ごとなど年度の途中においても「警告」。



5. 支援措置の対象となる大学等の要件

○ 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子どもたちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

・ 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数(4年制大学の場合、124単位)の1割以上、配置されていること。

※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実に向けた取組を説明・公表することが必要。

・ 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

・ 授業計画(シラバス)の作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していること。

・ 法令に則り、財務諸表等の情報や、教育活動に係る情報を開示していること。

※ また、例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討。

【参考】

「新しい経済政策パッケージ」(内閣府HP) <http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/package.html>

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)(内閣府HP) <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/decision0615.html>

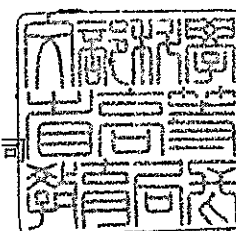
「高等教育の負担軽減の具体的方策について(報告)」(文部科学省HP) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/086/gaiyou/1406203.htm



30文科高第366号
平成30年8月10日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄 殿
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）

文部科学省高等教育局長
義本博司



(印影印刷)

「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」の策定について（通知）

高大接続改革については、「教育再生実行会議第四次提言（平成25年10月）」、「中教審答申（平成26年12月）」を踏まえ、「高大接続改革実行プラン（平成27年1月）」が策定され、これに基づき、「高大接続システム改革会議」において最終報告（平成28年3月）がまとめられました。文部科学省ではこの最終報告を踏まえ、高大接続改革の着実な実現に向けて、検討・準備グループ等の会議において具体的な検討を進め、別紙の「大学入学共通テスト実施方針（平成29年7月）」（以下「実施方針」）を策定したところです。このたび、実施方針で明らかにされていない事項につき、「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」として策定しましたので、お知らせいたします。

平成31年度初頭目途に発出予定の実施大綱は、本実施方針を踏まえた内容となる予定ですので、あらかじめお知らせします。各国公私立大学におかれては、平成32年度以降の大学入学者選抜において課す大学入学共通テスト及び個別学力検査の教科・科目の設定、入学志願者の受験準備へ配慮した予告等に遺漏なくお取り計らい願います。

また、高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

なお、民間の英語資格・検定試験の結果を大学入試センターが提供する場合における受検期間や回数について説明した参考資料を文部科学省ウェブサイトに掲載していますので、ご参考までにお知らせします。（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1408090.htm）

【本件担当】

高等教育局 大学振興課 大学入試室 入試第三係
TEL：03-5253-4111（内線 4905）
E-mail：gaknyusi@mext.go.jp

大学入学共通テスト実施方針（追加分）

大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしており、具体的には大学入試センターにおいて、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験が参加する「大学入試英語成績提供システム」を新たに設ける予定である。同方針で明らかにされていなかった事項につき、次のとおり定める。

- 1 高校 2 年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下「参加試験」という。）を受検し、文部科学省が公表している C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、その結果を活用することができる。

＜負担を軽減すべき理由＞
①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
②離島・へき地に居住または通学していること
- 2 受検年度の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の 4 月から 12 月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
- 3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
- 4 既卒者については、受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
- 5 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないよう取り扱うこととする。

大学入学共通テスト実施方針（追加分）策定に当たっての考え方

大学入学共通テスト実施方針については、平成 29 年 7 月に公表したところであるが、別途、検討が必要な内容等について、引き続き、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」検討・準備グループにおいて、検討を進めてきたところ。

このたび、検討・準備グループにおける議論等を踏まえ、大学入学共通テストの実施方針（追加分）を取りまとめた。各項目についての考え方等は以下のとおり。

大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センターが認定し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしており、具体的には大学入試センターにおいて、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験が参加する「大学入試英語成績提供システム」を新たに設ける予定である。同方針で明らかにされていなかった事項につき、次のとおり定める。

- 1 高校 2 年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下「参加試験」という。）を受検し、文部科学省が公表している C E F R 対照表の B 2 以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回に代えて、その結果を活用することができる。

＜負担を軽減すべき理由＞
①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
②離島・へき地に居住または通学していること
- 2 受検年度の 4 月から 12 月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の 4 月から 12 月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
- 3 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
- 4 既卒者については、受検年度の 4 月から 12 月の 2 回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
- 5 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないように扱うこととする。

＜追加が必要とされた経緯と理由＞

- 別紙のとおり、大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月文部科学省公表）（以下「実施方針」という。）では、「7. 英語の 4 技能評価」において、民間の資格・検定試験を活用するとともに、資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な要件を満たしているものを大学入試センター（以下「センター」という。）が確認し、その試験結果及び C E F R の段階別成績表示を要請のあった大学に提供することとしている。
- これらを踏まえ、センターにおいて、大学入学者選抜における資格・検定試験の活用を支援するための仕組みとして設けられる「大学入試英語成績提供システム」への参加要件が取りまとめられ（平成 29 年 11 月）、申込みのあった資格・検定試験に係る参加要件の確認結果が平成 30 年 3 月に公表された。
- この参加試験について、大学に提供される試験結果は、受検者の負担、高等学校教育への影響や受検機会の複数化の観点も考慮し、実施方針において、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回までとしているところである。
- 参加試験の実施時期・回数については、すでに一定の成績を得た生徒について、その結果が使えないのは生徒にとって二重の負担であり、高校 3 年時の受検結果に代えて利用可能とすべきとの指摘もなされているところである。また、高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回までの試験を受検できない事情のある生徒への配慮も必要である。
- このような指摘を踏まえ、参加試験の実施時期・回数については高校 3 年生の 4 月から 12 月の 2 回までの試験の活用を原則としつつも、高校の学びに支障がない範囲で、負担を軽減すべき特別な理由がある生徒については、例外措置として、高校 2 年生における一部の試験結果 1 回分を高校 3 年の 4 月から 12 月の 2 回分に代えて活用することができることとした。

なお、2020 年度に実施される 2021 年度大学入学者選抜については、この場合に活用が認められる試験には、参加試験と同種同名の試験で「大学入学英語成績提供システム参加要件」に示す試験監督及び採点の公平性・公正性を確保するための要件を満たし、2019 年度に実施される資格・検定試験を含むものとする。

ここで「高校の学びに支障がない」こと及び「負担を軽減すべき理由」については、学校長が認めることを前提とした上で、①非課税世帯であるなど経済的に困難な事情がある場合や、②離島・へき地に居住または通学する場合という、負担軽減の観点から真にやむを得ない場合に限ることとする。

- さらに、高等学校3年間の英語教育を充実したものとする観点から、通常高等学校の英語の授業を超える水準に到達していると認められる試験結果を要件とすることとし、大学入学共通テストの試行調査で検討されている難易度を踏まえ、これを「CEFRのB2以上」とする。
- この例外措置については、そもそも負担を軽減すべき特別な理由の有無に関わらず、学習指導要領に沿って英語4技能の学習を続けてきた高校生のために2年時までにおける参加試験での一定以上の成績は全て利用可能とするのが当然、との意見（日本私立中学高等学校連合会）もあったが、基本方針で定めた原則、受検者の負担や高等学校教育への影響（例：早期から資格・検定試験対策に追われるとの懸念）を考慮し、家庭や居住地に関し負担を軽減すべき事情のある生徒に限定して認めることとしたものである。
- また、受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた者も、受検生の意思によらず受検機会が制限される場合があることから、受検年度の4月から12月の間に受検した参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができることとした。
- これらの例外措置を受けようとする者は、通常の受検期間である高校3年の4月から12月の2回の試験の受検前に必要な手続きに沿ってセンターに申し入れることとする。
- この他、病気等のやむを得ない事情により高校3年の4月から12月に受検できなかった場合など受検生の意思によらず受検機会を得ることができない者であって、特別に配慮すべきとされた者も、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができることとした。
- なお、実施方針において、今後検討するとされていた既卒者の成績については、高等学校教育への影響がないため、受検年度の4月から12月の2回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果も提供できるものとし、大学の判断により活用することができることとした。各大学においては、受検年度の結果のみ活用することも当然可能である。なお、この既卒者が受検年度または受検年度の前年度に一定期間海外に在住していた場合には、当該時期に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を提供することができることとする。
- さらに、障害のある受検生については受検機会が奪われることがないよう、これらの措置に限らず、例えば、聴覚障害のある受検生のスピーキングやリスニングの参加試験の結果の扱いについて、各大学が、受検生の障害の程度を把握することなどにより、不利益が生じないようにすることとする。

大学入学共通テスト実施方針策定に当たっての考え方（平成 29 年 7 月）（抜粋）

7. 英語の 4 技能評価

- 高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「読む」「聞く」「話す」「書く」の 4 技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する。
- 具体的には、以下の方法により実施する。
 - ① 資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し（以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。）、その試験結果及び C E F R（※）の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。

このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定試験の実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを促す。

※ C E F R…(Common European Framework of Reference for Languages : Learning , teaching , assessment)の略称。外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠。
 - ② 国は、活用の参考となるよう、C E F Rの段階別成績表示による対照表を提示する。
 - ③ センターは、受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校 3 年の 4 月～12 月の間の 2 回までの試験結果を各大学に送付することとする。
 - ④ 共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成 35 年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。
 - ⑤ 各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語 4 技能を総合的に評価するよう努める。
- なお、認定試験では対応できない受検者への対応のための共通テストの英語試験の実施については、別途検討する。

<英語 4 技能評価の必要性>

- グローバル化が急速に進展する中、英語によるコミュニケーション能力の向上が課題となっており、現行の高等学校学習指導要領（平成 25 年度～）では、授業は英語を用いて行うことを基本とし、英語 4 技能を総合的に育成することが求められている。

また、次期学習指導要領では、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、外国語の能力を総合的に評価する C E F R 等を参考に、段階的な「国の指標形式の目標」を設定するとともに、統合的な言語活動を一層重視することとしている。

- 大学入学者選抜においては、このような高等学校段階の「読む」「聞く」「話す」「書く」の 4 技能の総合的な育成を一層促すとともに、その能力を適切に評価できるようにすることが必要であり、このことは、グローバル人材育成の取組など、大学教育改革にも寄与することにもなる。

<資格・検定試験の活用の必要性>

- センター試験では、従来、コミュニケーション能力を重視した出題範囲の設定（平成 9 年度～）や、リスニングの導入（平成 18 年度～）等に取り組んできたが、大枠では「読む」「聞く」の能力を中心に選択式で問うものとなっている。

また、「話す」「書く」について、50 万人規模での一斉実施のための環境整備等の観点から、現行のセンター試験のように、大規模、同日に一斉に試験を実施することは困難である。

- 一方、民間の資格・検定試験は、英語 4 技能を総合的に評価するものとして社会的に認知され、一定の評価が定着している。高等学校教育や大学の初年次教育の場でも活用が進み、推薦・AO入試を中心に大学入学者選抜にも活用されている。

（参考）・大学生の高校生時の英語資格・検定試験の受検状況

約 37%（約 23 万人（推計））（H27 文部科学省委託調査より）

・大学入学者選抜において英語資格・検定試験を活用している大学（H27 年度）

国立大学では、推薦入試 17.1%、AO入試 14.6%、一般入試 7.3%

私立大学では、推薦入試 30.7%、AO入試 21.2%、一般入試 6.4%

- 本件に関連して、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について（通知）」（平成 27 年 3 月 31 日文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長通知）においても、高等学校や大学等における資格・検定試験の活用を奨励しているところである。

さらに、最終報告でも、「民間の資格・検定試験の知見の積極的な活用の在り方なども含め検討する」とされている。

- これらを踏まえ、大学入学者選抜において、資格・検定試験を積極的に活用することにより、「話す」「書く」を含む英語４技能評価を推進することが有効である。また、このことにより、高等学校までの段階における授業の改善を促進することが期待される。

<検討経緯>

- 英語の有識者等の協力を得て英語４技能実施企画部会を設置し、専門的な検討を進めるとともに、検討・準備グループにおいても重点的に審議を行うなど、英語の資格・検定試験の活用の具体化に向けた検討を進めた。
- 公平性・公正性の観点を含め、民間の資格・検定試験の活用の実現可能性について、主な資格・検定試験団体から詳細な聞き取りなどを実施し、具体化に向けた検討を進めた。
- 関係団体、有識者等に実施方針案（文部科学省「大学入学共通テスト（仮称）実施方針（案）」（平成２９年５月））を示し、意見を求めた。同時に意見募集の手続を行った。
特に、資格・検定試験を活用する場合の共通テストの英語試験の取扱いに関する以下の２案について、いずれの案とすべきかについて意見を求め、検討を行った。

《A 案》

平成３２年度以降、共通テストの英語試験を実施しない。英語の入学者選抜に認定試験を活用する。

《B 案》

共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、平成３５年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

- 上記２案に対して提出された意見としては、英語の４技能を評価することについては総論として賛同するものが多い一方で、B案としつつ共通テストとして英語試験の継続実施を強く要望する意見（全国高等学校長協会）や、共通テスト英語試験の廃止は認定試験の実施・活用状況を検証した上で判断すべきとする意見（国立大

学協会)、導入時期も含め慎重な検討を促す意見(都道府県教育長協議会)など、A案に否定的で、かつ、共通テストで英語を継続して実施すべきとする意見が多かった。

- このような意見を踏まえ、共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成35年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。

この際、英語4技能評価が、早期に多くの大学で実施されることが望ましいことから、各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語4技能を総合的に評価するよう努めるものとする。また、共通テストの出題内容について、英語4技能評価の必要性を踏まえ、必要な改善を行うとともに、その配点等のバランスについても、プレテスト等の実施を通じた検討を行うこととする。

<大学における活用の在り方>

- 各大学の個別選抜においては、認定試験の段階別評価の結果について、例えば、
 - ・ 出願資格
 - ・ 試験免除
 - ・ 得点加算
 - ・ 総合判定の一要素

などの方法で活用することが考えられる。また、文部科学省として、活用事例を複数例示するなど活用を促していく。

成績表示は各認定試験の試験結果のほか、C E F Rに対応した段階別評価により各大学に提供していく。

- 認定試験を活用する場合は、受検者の負担に配慮してなるべく多くの認定試験を対象として活用するよう各大学に依頼する。

<資格・検定試験の認定>

- 学習指導要領との整合性については、「認定」を通じ、認定試験と学習指導要領との対応関係を確認する。

- 採点の質については、各認定試験実施団体に、採点の質の確保に関する客観的な検証を行い、そのプロセスに関する情報を記録・公開することを求める。

あわせて、信頼性向上に対する改善努力を定期的に公表することを求める。

- 異なる資格・検定試験の結果の比較については、各認定試験実施団体に、試験問題、評価の観点、採点基準等がC E F Rと対照していることを示す客観的な検証方法・結果を公表することを求める。

C E F Rと各資格・検定試験との対照表の向上のための検証を継続的に実施する。

<試験結果の集約・提供>

- 現在、センターが大学に対して行っている成績提供業務の一環として、以下のとおり認定試験の結果をセンターに一元的に集約し、大学に提供する。
 - ・ 受検者は、認定試験出願時に、センターへ自らの成績を送付することを認定試験実施団体に依頼。認定試験実施団体は、依頼を受けた受検者の成績をセンターに送付。
 - ・ センターは、大学からの請求に基づき、共通テストの成績とともに認定試験の成績を大学に提供。
- これにより、
 - ①一括した成績提供による大学、受検者、認定試験実施団体の各手続の簡素化とセキュリティリスクの軽減
 - ②成績受領フォーマットの統一による大学における成績集計の事務コストの削減
 - ③センターがデータを蓄積することによる改善、様々な検証が可能となる。
- 実施場所・体制の確保
 - ・ 各認定試験について、できる限り、センター試験と同等以上の実施場所を確保できるよう、試験団体と調整を図る。また、実施期日・回数については、毎年度4月～12月の間に、全都道府県で複数回実施することを求める。
 - ・ 採点者、試験監督者等必要となる人員の質・量を確保することを求める。
(例えば、会場ごとに、認定試験団体が一定の資格を有する試験監督者等を派遣。高校教員にも協力を求める場合は、研修の実施や誓約書の提出等を求めるなど。)
 - ・ 各認定試験実施団体に、障害のある受検者への配慮として、認定試験の実施に当たり、合理的配慮として適切な手段を提供することを求める。
 - ・ 資格・検定試験については、主に各試験団体において資格・検定試験に対する自己評価がなされており、また、現在、第三者機関による評価の在り方についても検討されていることから、これらの効果的な活用の在り方も検討する。

○ 検定料

- ・ 受検者の負担が極力増えないよう、大学受検者全体に対する抑制に加え、低所得者世帯の受検者等の検定料減免等の配慮を求める。

<受検期間・回数>

- 受検者の負担、高等学校教育への影響（例：早期から認定試験対策に迫られるとの懸念）の一方、受検機会の複数化の観点も考慮し、一定の回数制限を設けることが適当である。このため、各大学に送付する試験結果は、高校３年生の４月～１２月の２回までとする。

有効期限の取扱いや既卒者の対応については、今後、検討する。

- なお、今後、認定試験では十分に対応できない受検者（例えば、障害のある受検者の一部など）への対応について、取扱いを検討する。

※ 認定、成績収集・提供の詳細なシステムの設計や参加要件は、本実施方針の公表後、更に高等学校・大学関係団体や資格・検定団体等との調整を進め、その後、センターが各資格・検定団体からの認定申請を受けて審査し、認定した資格・検定試験を公表する。

※ 英語以外の外国語の試験については、平成３５年度までは、英語と同様、共通テストにおいて実施する。

各資格・検定試験とCEFRとの対照表

文部科学省（平成30年3月）

CEFR	ケンブリッジ 英語検定	実用英語技能検定 1級-3級	GTEC Advanced Basic Core CBT	IELTS	TEAP	TEAP CBT	TOEFL iBT	TOEIC L&R/ TOEIC S&W
C2	230 200 (230) (210)			9.0 8.5				
C1	199 180 (190)	3299 2600 (3299)	1400 1350 (1400)	8.0 7.0	400 375	800	120 95	1990 1845
B2	179 160 (170)	2599 2300 (2599)	1349 1190 (1280)	6.5 5.5	374 309	795 600	94 72	1840 1560
B1	159 140 (150)	2299 1950 (2299)	1189 960 (1080)	5.0 4.0	308 225	595 420	71 42	1555 1150
A2	139 120 (120)	1949 1700 (1949)	959 690 (840)		224 135	415 235		1145 625
A1	119 100 (100)	1699 1400 (1699)	689 270 (270)					620 320

→ は各級合格スコア

※括弧内の数値は、各試験におけるCEFRとの対象関係として測定できる能力の範囲の上限と下限

○ 表中の数値は各資格・検定試験の定める試験結果のスコアを指す。スコアの記載がない欄は、各資格・検定試験において当該欄に対応する能力を有していると認定できないことを意味する。

※ ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定及びGTECは複数の試験から構成されており、それぞれの試験がCEFRとの対照関係として測定できる能力の範囲が定められている。当該範囲を下回った場合にはCEFRの判定は行われず、当該範囲を上回った場合には当該範囲の上限に位置付けられているCEFRの判定が行われる。

※ TOEIC L&R/ TOEIC S&Wについては、TOEIC S&Wのスコアを2.5倍にして合算したスコアで判定する。

※ 障害等のある受検生について、一部技能を免除する場合等があるが、そうした場合のCEFRとの対照関係については、各資格・検定試験実施主体において公表予定。

各資格・検定試験とCEFRとの対照表（附属資料①）

■ CEFR (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment: 外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠)について

CEFRは、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て、2001年に欧州評議会が発表した。

CEFRが示している6段階の共通参照レベルの記述は次のとおり。

熟練した 言語使用者	C2	聞いたり読んだりした、ほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構築できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長い文章を理解して、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会生活を営むため、また学問上や職業上の目的で、言葉を柔軟かつ効果的に用いることができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細な文章を作ることができる。
自立した 言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について明確で詳細な文章を作ることができる。
	B1	仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいいていの事態に対処することができる。身近な話題や個人的に関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。
基礎段階の 言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。

（出典）ブリティッシュ・カウンシル、ケンブリッジ大学英語検定機構

各資格・検定試験とCEFRとの対照表（附属資料②）

■ 資格・検定試験とCEFRとの対応関係について

CEFRにおいては、各レベルに相当する能力を技能ごとに記述したディスクリプタ(※)が整理されている。資格・検定試験の試験結果をCEFRに関連付ける際には、欧州評議会が定めるルールに則り、資格・検定試験の目的・設計を前提として、その問題に正答するために必要な能力と各レベルのディスクリプタの対応関係について専門家による検証が行われている。

※ ディスクリプタとは、「私は～できる」といった形でCEFRの各レベル・技能別に行うことができる言語によるコミュニケーション活動を記述したもの。

■ 各試験の検証体制、検証方法等の概要

※ 各資格・検定試験の実施団体からの報告を文部科学省において集約

資格・検定試験 の名称	検証体制、検証方法等の概要 (各URLには、検証方法やスコアの詳細が分かる資料等が掲載)
ケンブリッジ 英語検定 (A2 Key/for Schools B1 Preliminary /for Schools B2 First/for Schools C1 Advanced C2 Proficiency)	○ スピーキングの検証には問題作成者や試験官など経験豊富な専門家8名、ライティングの検証には、CEFRとの共通スケールを開発する2年間プロジェクトの一環で、ライティングの採点経験が豊富な問題作成者や試験官から成る専門家60名が参加。 ○ スピーキング及びライティングについてはAnalytical Judgement法(典型的及びボーダーラインにあると分類された受検者のパフォーマンスについて、CEFRの閾値を判定する方法)で得られたCEFRの閾値と各試験で設定しているCEFR閾値との間に高い一致が見られた。リーディング及びリスニングはアイテムバンキングシステム(全テスト問題が統計的手法を用いて同じスケールに一貫して関連付けられることを保証する問題作成方法)を用いて出題。 http://www.cambridgeenglish.org/jp/exams-and-tests/cefr/ (CEFRとの関係、スコアの詳細が分かる資料を集約したページ) http://www.cambridgeenglish.org/images/23156-research-notes-37.pdf (スピーキングの検証) http://www.cambridgeenglish.org/images/23166-research-notes-49.pdf (ライティングの検証)
実用英語 技能検定	○ 検証には中学・高校・大学において英語指導の経験があり、英検の試験概要に理解が深い専門家が各技能12～13名参加。 ○ リーディング及びリスニングはBasket法(問題毎に正解するために最低限必要なCEFRレベルを判定する方法)及びModified Angoff法(CEFR各レベルに最低限該当する受検者がどの程度正解できるかを判定する方法)、スピーキングはBody of work法(各受検者の解答に対して該当するCEFRレベルを判定する方法)、ライティングはContrasting group法(各受検者の解答を能力値の順に並べて、CEFRレベルを判定する方法)を使用。他英語試験との相関検証等も踏まえ、各級の4技能それぞれにCEFR閾値を設定。4技能それぞれの閾値を合計するとともに、標準誤差の範囲を調整し、CEFR判定範囲を設定することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。 http://www.eiken.or.jp/eiken/group/result/ (CEFRと英検との関係性が掲載されたページ) https://www.eiken.or.jp/cse/ (CEFRと英検CSEスコアの関係性が掲載されたページ)
GTEC	○ 検証には東京外国語大学を中心とした研究者6名と(一財)進学基準研究機構が参加。 ○ リーディング及びリスニングはBookmark法(問題を難易度順に並べて、CEFR各レベルに最低限該当する受検者がどの程度各問題を正解できるかを判定する方法)、スピーキング及びライティングはContrasting-group法を使用して4技能それぞれにCEFR閾値を設定。4技能それぞれの閾値を合計することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。 http://cees.or.jp/act/report.html (CEFRとGTECとの関係性が掲載されたページ) http://cees.or.jp/pdf/reports/2017/Standard_Setting_Report.pdf (CEFRとGTECとの関係性を示した資料)

IELTS	○ 検証には外国語として英語を指導する教員でかつ問題作成者と試験官としての経験も持つ19名が参加。 ○ リーディング及びリスニングはYes-No法(CEFR各レベルに最低限該当する受検者が各問題に正解できるかを判定する方法)、スピーキング及びライティングはA modified Analytical Judgement法(各受検者の解答を基に典型的なCEFRボーダーライン上にいる受検者を特定する方法)を使用。英語試験との妥当性の検討も実施し、4技能それぞれにCEFR閾値を設定。4技能それぞれの閾値を平均することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。 https://www.ielts.org/ielts-for-organisations/common-european-framework (CEFRとIELTSバンドの関係性を示した資料)
TEAP (PBT)	○ 検証には大学教員、問題作成経験者、面接官/採点者経験者等からなる専門家が各技能13名参加。 ○ リーディング及びリスニングはBookmark法、スピーキング及びライティングはContrasting group法を使用。他英語試験との相関検証等も踏まえ、4技能それぞれにCEFR閾値を設定。4技能それぞれの閾値を合計することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。 http://www.eiken.or.jp/teap/merit/index.html (CEFRとTEAPタスクとの関係性が掲載されたページ) https://www.eiken.or.jp/teap/construct/ (CEFRとTEAPとの関係性が掲載されたページ)
TEAP CBT	○ 検証には大学教員、テスト開発担当者、面接官経験者等からなる各技能12名、全体で21名が参加。 ○ リーディング及びリスニングはYes-No法、スピーキング及びライティングはBookmark法を使用。他英語試験との相関検証等も踏まえ、4技能それぞれにCEFR閾値を設定。4技能それぞれの閾値を合計することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。 http://www.eiken.or.jp/teap/merit/index.html (CEFRとTEAP CBTとの関係性が掲載されたページ) https://www.eiken.or.jp/teap/cbt/construct/ (CEFRとTEAP CBTとの関係性が掲載されたページ)
TOEFL iBT	○ 検証にはCEFRに精通するヨーロッパ16か国の言語スペシャリスト(英語教授法、英語学習、英語試験の専門家等)23名が参加。 ○ リーディング及びリスニングはModified Angoff法、スピーキング及びライティングはModified examinee paper selection法(各受検者の解答を基にCEFR閾値を特定する方法)を使用して4技能それぞれにCEFR閾値を設定。4技能それぞれの閾値を合計するとともに、標準誤差の範囲を調整することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。 https://www.ets.org/toefl/institutions/scores/compare/ (TOEFL iBTテストスコアとCEFRとの関連性 / ETS Webサイト) https://www.cieej.or.jp/toefl/cefr.pdf (TOEFL iBTテストスコアのCEFRマッピングに関して / CIEE作成資料)
TOEIC L&R ／TOEIC S&W	○ 検証にはCEFRに精通するヨーロッパ10か国の言語スペシャリスト(英語教授法、英語学習、英語試験の専門家等)22名が参加。 ○ リーディング及びリスニングはModified Angoff法、スピーキング及びライティングはModified examinee paper selection法を使用して4技能それぞれにCEFR閾値を設定。スピーキング及びライティングの閾値を2.5倍した上で4技能それぞれの閾値を合計することにより4技能総合のCEFR閾値を設定。 http://www.iibc-global.org/toeic/official_data/toeic_cefr.html (CEFRとの関係に関する情報・資料を集約したページ) http://www.iibc-global.org/library/default/toeic/official_data/toeic_cefr/mapping_cefr.pdf (ETSによる検証内容、結果を記したリサーチレポートの日本語概略)

(参考)

事務連絡
平成30年8月28日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県私立学校主管部課
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の担当部課
各国公私立大学（大学院大学を除く）

御中

文部科学省高等教育局大学振興課

大学入学共通テストの枠組みで実施する民間の英語資格・
検定試験について（周知）

現在、文部科学省では、昨年7月に策定・公表した「大学入学共通テスト実施方針」に基づき、大学入試センターとも連携しながら、2020（平成32）年度からの大学入学共通テストの導入に向けた取り組みを進めていますが、英語の4技能評価に関しては、現在まで各方面から様々な御指摘や御意見を頂戴しているところです。

そのため、英語の4技能評価に関する様々な指摘や意見に対応する形で、現在の進捗状況等について別紙のとおりお知らせします。

また、高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。以下同じ。）を設置する国立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県私立学校所管部課にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙について、十分な周知をお願いします。

なお、2020年度の受験生は既に高校1年生であることから、各大学におかれましては、2年後どのような入学者選抜を実施することとなるか、可能な限り早期にお示しいただくようお願いいたします。

※ 本件については文部科学省ウェブサイトにも掲載しておりますので、併せてお知らせします。http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1408564.htm

【本件担当】

高等教育局 大学振興課 大学入試室 入試第三係
TEL：03-5253-4111（内線4905）
E-mail：gaknyusi@mext.go.jp